

未利用施設の活用に関する調整会議設置要綱

(設置)

第1条 旧埼玉県立騎西高等学校（以下「旧騎西高校」という。）の持つ施設の機能を有効に活用する観点から、スポーツ施設としての活用について検討を行うため、未利用施設の活用に関する調整会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 旧騎西高校活用のための用途及び整備手法に関すること。
- (2) 旧騎西高校活用のための費用負担に関すること。
- (3) 旧騎西高校の施設の管理及び既存の利用団体等との調整に関すること。
- (4) その他旧騎西高校の有効活用に関すること。

(組織)

第3条 会議は、議長及び構成員をもって組織する。

- 2 議長は、埼玉県教育局副教育長とする。
- 3 構成員は、別表1に掲げる者とする。

(会議)

第4条 会議は、議長が招集し、主宰する。

- 2 議長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第5条 会議から指示された事項等を具体的に検討するため、未利用施設の活用に関する調整会議ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

- 2 ワーキングチームは、座長及び構成員をもって組織する。
- 3 座長は、埼玉県教育局教育総務部長とする。
- 4 構成員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 座長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 ワーキングチームは、座長が招集し、主宰する。

(庶務)

第6条 会議及びワーキングチームの庶務は、埼玉県教育局教育総務部財務課が処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は議長が、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

議 長	埼玉県教育局副教育長
構 成 員	埼玉県議会議員
構 成 員	加須市長
構 成 員	加須市議会議長
構 成 員	埼玉県県民生活部スポーツ局長

別表 2（第 5 条関係）

座 長	埼玉県教育局教育総務部長
構 成 員	公益財団法人埼玉県スポーツ協会専務理事
構 成 員	加須市教育委員会生涯学習部長
構 成 員	加須市総合政策部長
構 成 員	埼玉県都市整備部営繕課長
構 成 員	埼玉県都市整備部公園スタジアム課長
構 成 員	埼玉県県民生活部スポーツ振興課長
構 成 員	埼玉県県民生活部オリンピック・パラリンピック課長
構 成 員	埼玉県教育局教育総務部財務課長